

長岡京市条件付一般競争入札実施要領

1 目的

この要領は、長岡京市契約規則（昭和55年長岡京市規則第2号）その他別に定めるもののほか、長岡京市（以下「市」という。）が発注する建設工事の契約の相手方を決定するために実施する条件付一般競争入札について、必要な事項を定める。

2 対象案件

条件付一般競争入札の対象案件は、原則として土木一式工事、電気工事、管工事、造園工事については、2,500万円以上1億5,000万円未満、建築一式工事については、5,000万円以上3億円未満、舗装工事、その他の工事については、130万円超1億5,000万円未満の工事を対象とする。

3 入札公告

入札公告は、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報に掲載する。

また、入札情報については、総合政策部契約課及び市ホームページに掲示する。

4 公告事項

入札公告に示す事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 案件名、案件場所、履行期間及び案件概要
- (2) 入札参加に必要な資格・条件
- (3) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）（以下「参加資格審査申請書」という。）の提出期間及び提出場所
- (4) その他入札について必要な事項

5 入札参加資格

入札参加資格については、各案件の入札公告に記載することとする。

6 入札参加の手續

- (1) 条件付一般競争入札に参加を希望する者は、案件ごとに定める期間内に、参加資格審査申請書に必要書類を添えて提出すること。
- (2) 参加資格審査申請書及び必要書類の提出は、原則として京都府電子入札システムにより行う。郵送及びファクシミリによる提出は認めない。
- (3) 審査の上、入札参加資格等を満たす者に対しては、入札参加資格を有すること及び入札に必要な事項等を通知し、入札参加資格等を満たさない業者に対しては、入札参加資格を有しないこと及びその理由を通知する。

7 参加資格の取消し

書類提出時に虚偽の申請を行った者又は入札参加資格を有する旨の通知を受けた後、入札執行日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者及び競争入札参加資格審査申請時に提出した「誓約書」の記載事項を遵守しなかった者については、その入札参加資格を取り消す。

8 図面及び設計図書の入手方法と質疑回答

(1) 入手方法

各案件の入札公告に記載の配布期間中に、原則として入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(2) 質疑回答

質疑及び回答については、各案件の入札公告において手続きが指示されている場合を除き、長岡京市競争入札心得（以下「競争入札心得」という。）第7条第2項によるものとする。

9 予定価格

資格審査結果通知書兼入札通知書（以下「入札通知書」という。）に記載し通知する。

10 最低制限価格

各案件の入札公告に適用の有無を記載する。

11 落札者の決定

最低制限価格を下回る価格による入札を行った者は当該入札を無効とし、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

12 契約の締結

長岡京市標準契約約款に基づき作成する。

13 支払条件

各案件の入札公告に記載の内容による。

14 消費税の扱い

入札通知書等に指示がある場合を除き、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）に相当する額を加算した額をもって落札価格とする。従って、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

15 公表

入札結果等の契約に関する情報は、長岡京市入札及び契約等に関する公表基準（平成19年10月1日施行）により公表する。

16 建設業退職金共済制度

1件500万円以上の建設工事及び工事に係る修繕の契約については、原則として長岡京市建設業退職金共済掛金取扱要領（令和2年4月1日施行）のとおり証紙購入報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。

17 透明・公正な契約手続き

市においては、透明・公正な契約手続きをより追及する観点から、入札・契約手続きにおいて不透明な働きかけや不正な手続きが認められる場合は、厳しくこれを排除すべく必要な措置を行う。

18 その他

- (1) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札参加者は、入札公告、競争入札心得及び長岡京市建設工事等電子入札運用基準（平成23年6月1日施行）等を熟読し、遵守すること。
- (3) 参加資格審査申請書及び必要書類に虚偽の記載をした場合には、長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）の規定に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (5) 参加資格審査申請書及び必要書類の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された参加資格審査申請書及び必要書類は返却しない。
- (7) 参加資格審査申請書の提出期間終了後における参加資格審査申請書の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 各案件の入札公告において定めがある場合は、その記載内容を優先するものとする。
- (9) 事務上の都合により、必要に応じて本要領の一部を変更し、また追加する場合がある。

(附則)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

この要領は、施行日以降に発注手続きに着手する契約について適用し、同日前に発注手続きに着手したのものについては、適用しない。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式により作成した用紙として使用することができる。